

# 入札説明書

鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和元年 5月24日

2 契約担当役等  
国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事 山木 宏 明

## 3 工事概要

- (1) 工 事 名 鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修工事
- (2) 工 事 場 所 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号（鹿児島大学構内）
- (3) 工 事 内 容 本工事は、鹿児島大学桜ヶ丘団地において、医歯学総合研究科棟2（鉄筋コンクリート造 地上8階 延べ床面積8,663㎡）の内、Ⅱ期改修範囲（3～8階 改修延べ床面積3,410㎡）の内外装及び耐震改修工事を行うものである。
- (4) 工 期 令和2年3月17日（火）
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札により行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<http://portal.ebid.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。電子入札システムにより難しい者で、紙入札方式参加を希望する場合は、下記8（1）①までに、以下の点を留意して紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を下記7に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）にて提出しなければならない。
  - ①当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、下記7へ紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を提出し、契約担当役の承諾を得るものとする。
  - ②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則認めない。ただし電子入札システムの不具合等により契約担当役が認めた場合を除く。
  - ③契約担当役の承諾結果については、競争参加資格の結果通知時（下記8（4））に行う。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

## 4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び同第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成31・32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の等級）が、A又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4階建て以上かつ延べ床面積（改修の場合は改修延べ床面積）2,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営又は改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。  
経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
    - ・一級建築士
    - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
  - ② 平成16年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した上記（5）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。  
ただし、経常建設共同企業体にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (8) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。  
(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合  
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同志の関係にある場合
- ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。  
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役  
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）  
4) 組合の理事  
5) その他の業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者  
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合  
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合（共同企業体含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 九州地区内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。  
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。  
(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。  
(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。  
(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。  
(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」とについては、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質

的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社綜企画設計
- ・株式会社総合設備計画

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)④によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高21点とする。
- ② 「標準点」は本工事において、「4 競争参加資格」を満たす者に100点を与える。
- ③ 「加算点」の算出方法は、(3)①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は以下のとおりとする。

	項目	細目	評価基準	評価点数		
				配点	満点	
① 企業の技術力	同種工事の施工実績		国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	3	3	
			その他の工事実績あり。	1		
			実績なし。	欠格		
	企業の施工能力	工事成績		当該工事種別の平成29年度(過去2年度)以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		5
				84点以上	5	
				81点以上84点未満	4	
				78点以上81点未満	3	
				75点以上78点未満	2	

			72点以上75点未満	1		
			72点未満（含実績無し）	0		
			各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で65点未満	欠格		
			文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成29年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。	欠格		
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	5	5	
			上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	3		
			主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	1		
			経験無し。	欠格		
		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績（平成27年度（過去4年度）以降に完成した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	83点以上	5	5
				82点以上83点未満	4.5	
				81点以上82点未満	4	
				80点以上81点未満	3.5	
				79点以上80点未満	3	
				78点以上79点未満	2.5	
				77点以上78点未満	2	
				76点以上77点未満	1.5	
				75点以上76点未満	1	
	72点以上75点未満			0.5		
	72点未満（含実績無し）			0		
	65点未満			欠格		
② 企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	九州・沖縄地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は鹿児島県を区域に含む営業停止の期間の長さ、同期間終了後から当該工事の入札執行日までの長さが次の通りである。		0	
			指名停止・営業停止期間	入札執行日までの日数		
			2週間以上1ヶ月未満	左記期間終了後3ヶ月以内		
			1ヶ月以上2ヶ月未満	左記期間終了後4ヶ月以内		
			2ヶ月以上3ヶ月未満	左記期間終了後5ヶ月以内		
			3ヶ月以上	左記期間終了後6ヶ月以内		

		該当あり。	- 2	
		該当なし。	0	
地域精進度	地理的条件 (緊急時の 施行体制)	鹿児島県内に技術者・資機材等の拠点あり。	2	2
		鹿児島県内に技術者・資機材等の拠点なし。	0	
ワーク・ ライフ・ バランス 等の推進	ワーク・ラ イフ・バラ ンス等の取 組に関する 認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ・女性の職業活動における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る) ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ・青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)		1
		認定あり。	1	
		認定なし。	0	
合 計			21点	

7 担当部局

〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
 国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係  
 電話 099-285-7217

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けているものについては、平成31・32年度の「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」の写しを提出すること。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間 : 令和元年5月24日(金)から令和元年6月4日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から15時まで。
- ② 提出先 : 上記7に同じ。
- ③ 提出方法 : 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札とする場合は、上記7へ申請書、別紙様式1の紙入札方式参加承諾願及び下記8(4)時に通知するための書留郵便代(切手)を持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

(2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績、③の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成16年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡し済みのものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別紙様式3に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の第2条第1項により規定する法人をいう。

② 工事成績

建築一式工事における平成29年度以降(過去2年度)に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式4に記載すること。併せて、記載した工事成績

績評価通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、建築一式工事における平成29年度以降（過去2年度）に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

なお、上記6（3）表中の「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記載する機関をいう。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評価通知書の写しについて、平成29年度以降（過去2年度）に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書の写しが提出されなかった場合、又は下記（iii）の工事の品質に係わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

（i） 上記6（3）表中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。

（ii） 経常建設共同企業体又はその構成員が（i）に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

（iii） 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成29年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例の有無について記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア） 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ） 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ） ア）又はイ）の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ） 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、上記6（3）表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表2に記載する法人である。

### ③ 配置予定の技術者

（i） 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式5に記載すること。記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6（3）表中の「配置予定技術者の能力」に係る評価については、最も低い技術者の点数をもって評価するものとする（（ii）工事成績を含む。）。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ又は入札の辞退を行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。

なお、上記6（3）表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の第2条第1項により規定する法人をいう。

（ii） 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事のうち、平成27年度以降（過去4年度）に完成した工事成績を記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したものを評価する。）。併せて、記載した工事成績評価通知書の写しを提出すること。

なお、完成年度が平成27年度以降（過去4年度）ではない場合又は工事成績相互利用登録発注機関による工事でない場合は、「無」を選択すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評価通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・上記6（3）表中「工事成績」において、点数が65点未満である場合。

（iii） 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

### ④ 事故及び不誠実な行為

全国又は九州・沖縄地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び鹿児島県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内（平成30年12月25日以降に終了）のものを別紙様式6に全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について記載すること。

### ⑤ 近隣地域での施工実績（緊急時の施工体制）

鹿児島県内に技術者・資機材等の拠点（本店、支店又は営業所）がある場合は、別紙様式7に

記載すること。

- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況  
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関して、下記（i）から（iii）のいずれかの認定の有無を別紙様式8に記載すること。また、このことを証明できる資料を添付すること。  
（i）女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）  
（ii）次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）  
（iii）青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）
- ⑦ 契約書等の写し  
①の同種工事の施工実績、③の配置予定技術者の同種工事の施工経験として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。  
また、別紙様式5で記載した資格に係る免許書等の写し及び上記4（6）④が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し。）を提出すること。
- （4）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年6月10日（月）までに電子入札システム（契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は書面）により通知する。
- （5）その他  
① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。  
③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。  
④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。  
⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ

#### 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- （1）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により説明を求められることができる。
- ① 提出期限：令和元年6月17日（月）15時  
② 提出先：上記7に同じ。  
③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
- （2）契約担当役は、説明を求められたときは、令和元年6月24日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 10 入札説明書に対する質問

- （1）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期間：令和元年5月24日（金）から令和元年6月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。  
② 提出先：上記7に同じ  
③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。
- （2）（1）の質問に対する回答書は次のとおり閲覧に供する。
- ① 期間：令和元年6月19日（水）から令和元年6月24日（月）まで。  
② 場所：鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>）に掲載する。

#### 11 入札及び開札の日時及び場所等

- （1）入札日時：令和元年6月24日（月）9時から15時まで（紙入札の場合は、正午から13時00分を除く。）  
（2）入札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学事務局4階施設部企画課総務係  
（3）開札日時：令和元年6月25日（火）10時00分  
（4）開札場所：〒890-8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号  
国立大学法人鹿児島大学事務局4階第三会議室  
（5）その他：契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。（詳細については、上記3（6）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、競争加入者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。  
 なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
  - ① 提出期間 : 令和元年6月11日（火）から令和元年6月24日（月）までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）9時から17時まで（ただし、6月24日（月）については12時まで）。
  - ② 提出場所 : 上記7に同じ。
  - ③ 提出方法 : 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
  - ④ 保証期間 : 令和元年7月9日（火）まで
  - ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同等視できる場合を含む。）	(1)入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)他の工事の入札保証金である場合
	(3)入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)入札保証金の記載が全くない場合
	(2)押印が欠けている場合
	(3)様式を満たしていない場合
	(4)白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)入札案件名に誤りがある場合
	(3)納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ⑥ その他 : 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。
- (2) 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31付け大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査（以下「特別重点調査」という。）の結果、落札者となる場合の増額変更の取扱いについて  
 金融機関等の契約保証の予約を受けたことにより入札保証金を免除された者（書類において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。）であって、特別重点調査を受け、契約担当役より指示があった者は、別途定める期限までに、予約に係る保証金額が入札金額（税込み）の100分の30以上となるよう、金融機関等の契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行うこと。なお期限までに増額変更を行わなかった場合には、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- (3) 契約保証金 納付。（金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業者をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を

- 求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等の細目までを明らかにすること（別表3参照）。また、工事費内訳書には、住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載するとともに、押印すること。ただし、電子入札システムで提出する場合は、押印する必要はない。
  - (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当役（その補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表3各項に該当する場合については、競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。  
入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。
  - (4) 契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められて、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。（詳細については、上記3（6）③の紙入札結果通知時に連絡を行う。）
  - (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものと取り扱う。

#### 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

また、「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査（以下「特別重点調査」という。）を受け入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。

#### 17 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第18条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする可能性がある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同条第3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。  
なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

#### 18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置を行うものとする。

なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮説費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当。）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。特別重点調査の詳細については、別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。

#### 19 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、請求に基づき3回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

23 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記9（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

① 提出期間：令和元年6月24日（月）から令和元年7月4日（木）まで。持参する場合は、上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。

② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

24 関連情報入手のための照会窓口

上記7に同じ。

25 その他

（1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

（3）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。

（4）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置を行うものとする。

（5）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

（6）第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

（7）落札となるべき同じ評価値入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

（8）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（9）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「参考数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。参考数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この参考数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。なお、入札説明書等に対する質問書と参考数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、参考数量書に対する質問において、参考数量の差異等に関わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

① 提出期間：令和元年6月10日（月）から令和元年6月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の9時から15時まで。ただし、提出締切日については10時までとする。

② 提出先：上記7に同じ

③ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）することにより提出するものとし、電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

④ 回答方法：令和元年6月19日（水）から令和元年6月24日（月）まで。  
鹿児島大学ホームページ（<http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2.html>）に掲載する。

（10）上記18（1）に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負金額の10分の3以上とし、前金払の割合について請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、国立大学法人鹿児島大学工事請負契約要項別記第1号工事請負契約基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに

準じて割合を変更する。

(11) 入札説明書を入手した者は、これを本手続き以外の目的で使用してはならない。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記とする。

① システムの操作・接続確認等の問い合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368

② ICカードの不具合発生等の問い合わせ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書、応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は上記7に連絡すること。

## 工事成績相互利用登録機関(平成31年2月14日現在)

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画・防災部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁 国立大学法人等(別添参照)
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課(～H27.9.30) 農林水産省大臣官房予算課(H27.10.1～)
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。 )及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限り)
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。 )及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。 ) 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

## 別表2

### 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	独立行政法人 国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
大学共同利用機関法人	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
人間文化研究機構	独立行政法人 大学入試センター
自然科学研究機構	国立研究開発法人 物質・材料研究機構
高エネルギー加速器研究機構	国立研究開発法人 防災科学技術研究所
情報・システム研究機構	国立研究開発法人 放射線医学総合研究所
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	独立行政法人 教職員支援機構
独立行政法人 国立青少年教育振興機構	独立行政法人 日本学術振興会
独立行政法人 国立女性教育会館	独立行政法人 理化学研究所
独立行政法人 国立科学博物館	独立行政法人 海洋研究開発機構
独立行政法人 国立美術館	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
独立行政法人 国立文化財機構	公立学校共済組合
国立研究開発法人 科学技術振興機構	日本私立学校振興・共済事業団
国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	文部科学省共済組合
独立行政法人 日本スポーツ振興センター	放送大学学園
独立行政法人 日本芸術文化振興会	
独立行政法人 日本学生支援機構	

※上記は現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

## 工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事 山木宏明 殿

住所  
商号又は名称  
代表者 氏名

印

工事費内訳明細書

工事名 : ○○○○○○○○○○○工事

契約年月日 年 月 日

着工日 年 月 日

完成期限 年 月 日

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
直接工事費						
I. ○○○○		1	式		0	
II. △△△△		1	式		0	
計					0	
共通費						
I. 共通仮設費		1	式		0	
II. 現場管理費		1	式		0	
III. 一般管理費等		1	式		0	
計					0	
合計(工事価格)					0	
消費税等相当額					0	
総合計(工事費)					0	

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額

円)





(細目別内訳)

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I. ○○○○						
1. ●●●●						
(1) ◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ◎◎◎◎						
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
2. ▲▲▲▲						0
(1) ▼▼▼▼						0
....	....	0	個	0	0	
....	....	0	個	0	0	
計					0	
(2) ▼▼▼▼						
....	....	0	個	0	0	
計					0	
∫						

紙入札方式参加承諾願

令和 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事 山 木 宏 明 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和元年5月24日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修工事」について、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回は紙入札方式での参加を承諾願います。

電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事 山 木 宏 明 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和元年5月24日付けで公告のありました「鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟2（Ⅱ期）改修工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、以下の1から6について誓約します。

1. 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
4. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと。
5. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
6. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

1. 入札説明書記8（3）に定める内容を記載した書面（別紙様式3～8）
2. 上記を証明する契約書、CORINS、施工図面、資格者証、通知書等の写し



## 工 事 成 績

会社名：\_\_\_\_\_

## 1. 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事で平成 29・30 年度に完成した工事成績評定の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	平成 29 年度	平成 30 年度
a : 各年度の工事件数	a1 =	a2 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b1 =	b2 =
x : 各年度の平均点 $x = b/a$	x1 =	x2 =
y : 過去 2 年間の平均点 $y = (b1 + b2) / (a1 + a2)$	y =	

注 1 工事成績相互利用登録発注機関とは、入札説明書の別表 1 に記載する機関をいう。

注 2 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注 3 各年度の平均点及び過去 2 年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。

注 4 工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注 5 任意の様式で年度ごとに成績評定の一覧を作成し、添付すること。

## 【一覧表の作成例】

平成〇〇年度

	発注機関	工事名	評定点	工期	検査日
1	〇〇大学	〇〇大学〇〇〇工事		～	
2	九州地方整備局	△△△△△△△工事		～	
		合計点数	〇〇〇点	平均点	〇〇. 〇点

2. 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成29年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例の有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有           ・           無
--------------	---------------------------

○事 例

工 事 名	
発注機関名	
完成年月日	平成    年    月    日
引渡年月日	平成    年    月    日
具体的な内容	発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等を記載すること。

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が数カ月にわたり改善されず繰り返された場合

注2 所管独立行政法人及び国立大学法人等とは、入札説明書の別表3に記載する機関をいう。

## 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験及び工事成績

会社名： \_\_\_\_\_

従事役職・氏名		主任（監理）技術者 ○○ ○○
法令による資格・免許		(例) 1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）
同種工事の判断基準		平成16年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、4階建て以上かつ延べ床面積（改修の場合は改修延べ床面積）2,000㎡以上の校舎又は研究施設の新営又は改修工事を施工した経験（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）の中から代表的なものを1件記載する。
工事経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	円
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
	従事役職	現場代理人／監理技術者／主任技術者／担当技術者
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	延べ床面積 ㎡ （改修延べ面積 ㎡）
	工事内容	
	CORINSへの登録	有（CORINS登録番号 ） / 無
	工事成績	有（ 点） / 無
	工事申請の時に おける 状況 等	工事名
発注機関名		
工期		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
従事役職		現場代理人／監理技術者／主任技術者／担当技術者
本工事と重複する場合の対応措置		例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

## 事故及び不誠実な行為

会社名： \_\_\_\_\_

## 1. 営業停止

鹿児島県を区域に含む営業停止措置のうち、平成30年12月25日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省九州地方整備局	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ( ヶ月)

## 2. 指名停止

九州・沖縄地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止措置のうち、平成30年12月25日以降に期間が終了したものを全て記載すること。
指名停止の期間
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ( ヶ月)

注1 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

注2 営業停止又は指名停止を受けていない場合は、その旨を記入の上、提出すること。

## 地理的条件（緊急時の施工体制）

会社名：\_\_\_\_\_

鹿児島県内の技術者・資機材等の拠点（本店、支店又は営業所）を記載すること。

本店、支店等の名称	郵便番号	所在地	本店、支店等の区分 該当に○を付す)
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他 ( )
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他 ( )
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他 ( )

## (記載例)

本店、支店等の名称	郵便番号	所在地	本店、支店等の区分 該当に○を付す)
株式会社○○○建設 ○○○○支店	000-0000	○○市○○町○—○—○	⊙本店 ・支店 ・営業所 ・その他

## ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

会社名： \_\_\_\_\_

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、認定の有無を記載すること。

女性の職業活動における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る）	有 ・ 無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	有 ・ 無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有 ・ 無

注 1 認定通知書等、認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第2項第2号に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者に対し、同条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第22条第3項の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用のうち、「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の要否を判断する。

ただし、発注者へ提出する低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳は公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき作成すること。

- 5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に、次に定める様式による資料及びその添付書類を、別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成の上、提出すること。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16）
- (24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求めることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、最高の評価値をもって入札した者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 調査の進行を妨げる以下の項目に該当する場合、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則第16条8項「その他入札に関する条件に違反したもの」として、入札を無効とする。

- (1) 本学の指定した期限までに調査資料の提出を行わない場合
- (2) 期限までに提出された調査資料について、「特別重点調査資料等作成要領」で指定する書類（添付資料も含む）が不足している場合
- (3) 期限までに提出された調査資料について、「特別重点調査資料等作成要領」で指定する内容（費用区分や計上ルール等）を満たしていない場合
- (4) 調査資料提出後の事情聴取に応じない場合

12 特別重点調査の対象者が資料等を提出せず、又は事情聴取に応じなかった場合には、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号大臣官房文教施設企画部長通知。以下「指名停止措置」という。）別表第二第15号に該当することがある。

13 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明

らかとなった場合又は14に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。

14 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督職員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。

15 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を掲示し又は閲覧に供する方法により公表する。

16 特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。なお、この場合においては、工事請負契約書別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

17 特別重点調査の結果は、公表することがある。

## 特別重点調査資料等作成要領

### 作成要領(各様式共通)

1. 入札者は、鹿児島大学(以下、「本学」という。)があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、本学が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)
4. 発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

### 様式1 当該価格で入札した理由

#### 記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によって自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。)
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

### 様式2-1 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①

#### 記載要領

1. 設計図書に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札

者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、別表に示す租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費などを適切に計上するものとする。  
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、別表に示す法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回る場合は、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

#### **添付書類**

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

#### **様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②**

##### **記載要領**

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

#### **様式2-3 一般管理費等の内訳書**

### 記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

### 様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

#### 記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。  
(例) 購入土○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○円/m<sup>3</sup>)  
発生土◇ × ■■ = □□□ (単価○○円/m<sup>3</sup>)  
◆◆m<sup>3</sup>を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

### 様式4 下請予定業者等一覧表

#### 記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

#### 添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書(建設業法(昭和24年法律第100号)第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する(当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。)

### 様式5 配置予定技術者名簿

#### 記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

#### **添付資料**

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

#### **様式6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）**

##### **記載要領**

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限りに、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

##### **添付資料**

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

#### **様式6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）**

##### **記載要領**

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限りに、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

##### **添付資料**

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

#### **様式7 契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係**

##### **記載要領**

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

##### **添付書類**

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

## 様式 8-1 手持ち資材の状況

### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。  
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

## 資料 8-2 資材購入予定先一覧

### 記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去 1 年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

### 添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去 1 年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去 1 年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

## 様式 9-1 手持ち機械の状況

### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

## 様式 9-2 機械リース元一覧

### 記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

### 添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

## **様式10-1 労務者の確保計画**

### **記載要領**

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。

### **添付書類**

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

## **様式10-2 工種別労務者配置計画**

### **記載要領**

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

### **添付書類**

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

## **様式11 建設副産物の搬出地**

### **記載要領**

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

#### 記載要領

1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事現場への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

## 記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

## 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

## 様式 13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載

する。

#### **添付書類**

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### **様式 1 3-3 品質確保体制（出来形管理計画書）**

#### **記載要領**

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

#### **添付書類**

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### **様式 1 4-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）**

#### **記載要領**

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

## 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式 14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

### 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

#### 様式 14-3 安全衛生管理体制（仮設置計画）

##### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

##### 添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

#### 様式 14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

##### 記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

##### 添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去 3 月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

### **様式 15 誓約書**

#### **記載要領**

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式 2-1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記 1 の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記 2 の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額に消費税等相当額を加えた金額を記載する。
4. 記 3 の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式 2-1 の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記 3 の金額から記 2 の金額を控除して得た金額を記載する。

#### **添付書類**

1. 当該年度において、契約対象工事以外の文部科学省所管の発注工事に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。
2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記 4 に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

### **様式 17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者**

#### **記載要領**

1. 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。  
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

## 1. 現場管理費の内容

現場管理費は、工事施工に当たって工事現場を管理又は経営するために必要な経費とし、その項目及び内容は次のとおりとする。

### ① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
労務管理費	現場労働者に係る費用で、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）、慰安、娯楽及び厚生に要する費用、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
租税公課	固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
交際費	現場における来客等の応対に要する費用
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費
工事登録費用	工事实績の登録等に要する費用
雑費	上記に属さない諸費用

② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集及び解散に要する費用</li> <li>・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul>
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

## 2. 一般管理費等の内容

工事の施工にあたる請負者の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は次のとおりとする。

### ① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用
寄付金	
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
保険料	火災保険及びその他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
付加利益	法人税、都道府県民税、市町村民税等 株主配当金 役員賞与金 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課 保険料火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

様式1

当該価格で入札した理由

--







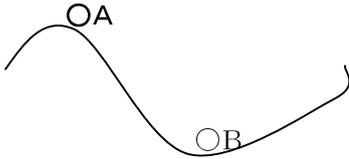


様式2-3

一般管理費等の内訳書

契約対象工事名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

VE提案等によるコスト削減額調書

コスト削減票(1)	土砂・発生材	削減額(円) : 2,000,000-
(概要)	<b>記載例</b>	Aで完了した工事発生土を活用し、コスト削減を図る。
	購入土 ○×△△=▲▲▲(単価○○円/m³) 発生土 ◇×■●=□□□(単価○○円/m³) ◆◆m³を削減	
コスト削減票(2)		

様式4

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 至 年 月
----	----------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
その他	円	
請負金額(税込)	円	
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通 誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年 月 日～年 月 日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	

交通 誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年 月 日～年 月 日	



様式6-1

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

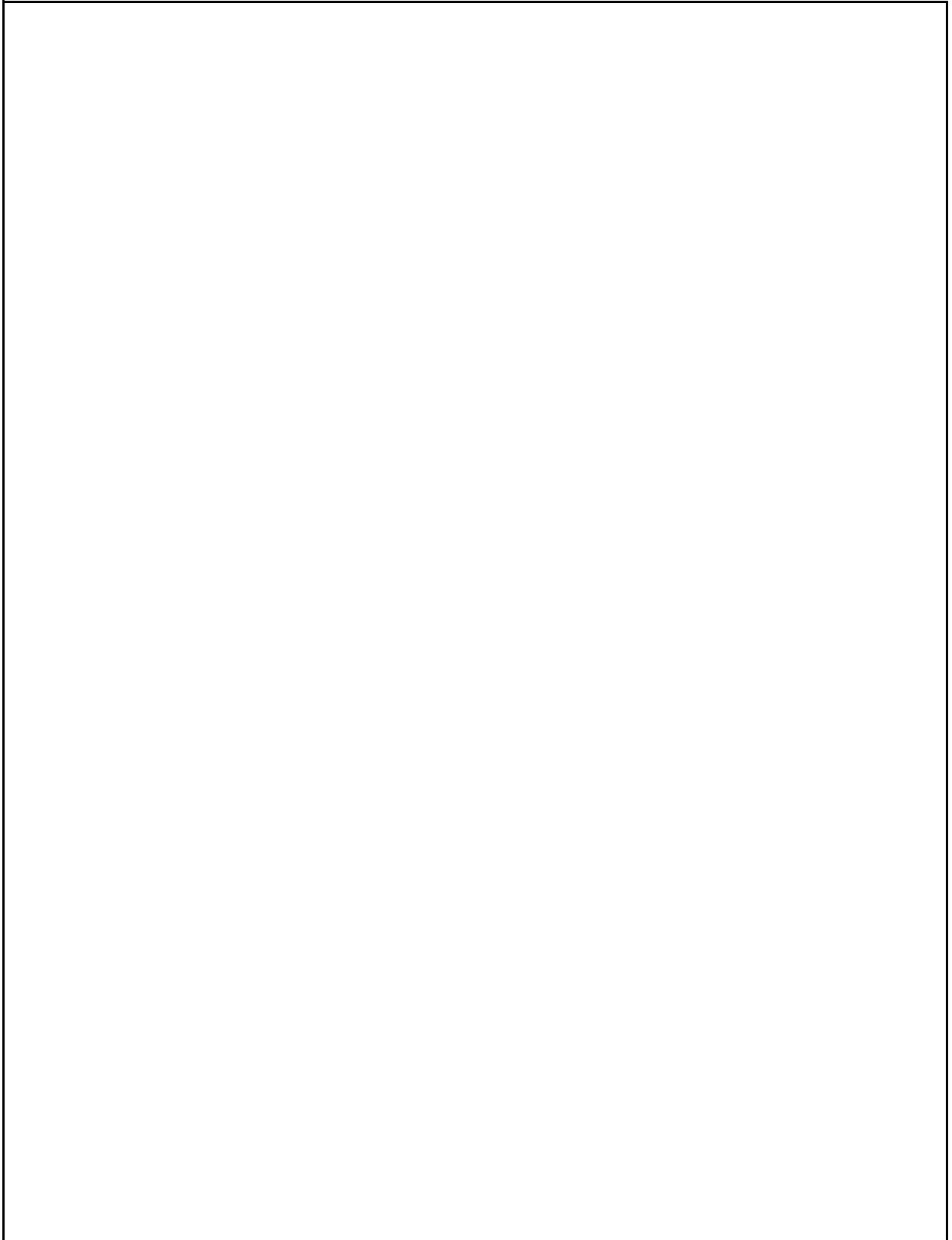
工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式7

契約対象工事現場と入札者の事務所、倉庫等との関係































様式14-4

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制 (片側2車線)	HO.O.O ~ HO.O.O	2人		元請		○日	図○
	HO.O.O ~ HO.O.O	4人		元請		○日	図○
	HO.O.O ~ HO.O.O	3人		元請		○日	図○
	HO.O.O ~ HO.O.O	4人		元請		○日	図○

## 誓約書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事を行いません。

以上のとおり誓約します。

### 記

1. 契約対象工事名
2. 申込みに係る金額(税込み)
3. 契約対象工事の施工に要する費用の額(税込み)
4. 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
5. 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

国立大学法人鹿児島大学  
契約担当役理事  
□ □ □ □ 殿

平成 年 月 日  
社 名  
代表取締役 氏 名 印

施工体制台帳

【会社名】 \_\_\_\_\_

【事業所名】 \_\_\_\_\_

建設業 の許可	許 可 業 種	許 可 番 号			許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	年 月 日

工事名 称及び 工事内 容					
発注者 名及び 住所	〒				
工 期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督 員 名		権限及び意見 申出方法	
---------------	--	----------------	--

監 督 員 名		権限及び意見 申出方法	
現 代 理 人 名		権限及び意見 申出方法	
監 術 者 理 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
専 術 者 門 名		専 術 者 門 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

【下請負人に関する事項】

会 社 名		代表者名	
住 所 電話番号			
工事名称及び 工事内容	〒 (      -      -      )		
工 期	自      年      月      日 至      年      月      日	契約日	年      月      日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

現場代理人名	
権限及び意見 申出方法	
主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

